

無料低額診療事業とは

医療が必要であるにもかかわらず、経済的な理由により医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額や免除を行う制度です。

例えばどんなとき

- 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる
- 国民健康保険短期保険証、資格証明書が発行され困っている
- 病気や障がいなどで収入がなくなって医療費まで用意できずに困っている
- リストラや失業のため収入がなく医療費が払えない
- 以上のような医療費の問題で困っている知り合いがいる



ご相談ください



無料低額診療事業を行っている事業所

戸塚病院

横浜市戸塚区汲沢町1025-6
TEL.045-864-1241

深沢中央診療所

鎌倉市手広1-9-31
TEL.0467-31-7284

平塚診療所

平塚市代官町20-20
TEL.0463-21-2764



医療費のお支払いでお困りの方は
ご相談ください。

無料低額診療事業のお知らせ



経済的に不安のある方にも
適切な治療を受けていただくために、
無料または低額な料金で
診療を行う事業を実施しています。

医療生協かながわ生活協同組合

横浜市戸塚区戸塚町3880-2
TEL 045-862-9244
<http://www.mc-kanagawa.or.jp>

利用のご案内

1.受付

受付でお申し出
下さい。



2.相談

ソーシャルワーカー
(相談員)や職員が
お話を伺わせて
いただきます。

3.申請

制度適用に対し
判断を行わせて
いただきます。



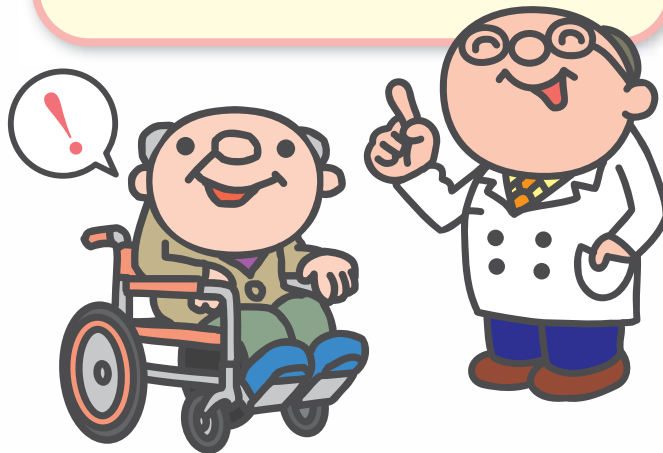
4.決定

ご本人に文書で
通知いたします。

制度の利用にあたって

- まずは受診しましょう。
- 利用には所定の申請書による手続きが必要です。
- 利用できる方は、一定の基準を満たす方です。
申請の際、収入状況が確認できる資料(源泉徴収票など)を提示していただきます。
- 生活が改善されるまでの一時的な措置です。問題解決のため必要であれば公的な制度活用などの相談をさせていただきます。
- 対象となる医療費は、申請された医療機関での医療費です。

※申請した医療機関外での医療費などは対象となりません。



適用となれば
医療費の自己負担金を減額
または免除いたします。

無料低額診療事業利用 相談用紙

医療生協かながわの「無料低額診療事業」の利用について相談を希望します。

年 月 日

氏名

住所

電話

相談内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※相談用紙がなくても気軽にご相談ください。